平成27年度第2回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会議要録

開催日:平成27年11月20日(金)

時 間:14:00~15:30

会 場:佐倉市役所1号館3階会議室

出席者 委 員 覺正委員、阿部委員、遠藤委員、関根委員、中山委員、金子委員、田 部井委員

事務局 飯島総務部長、須合行政管理課長、川島行政管理班長、池田文書法規 班長、飯野主査補、村上主事

傍聴人 なし

審議会開催に先立ち、副市長より委嘱状交付が行われました。また、委員及び事務局職員の自己紹介がありました。

1 審 議

審議に先立ち、事務局から、佐倉市情報公開・個人情報保護審議会の概要について 説明がありました。

- (1)会長・副会長の選出について
- 事務局 審議会条例第5条に審議会に会長、副会長を置き、委員の互選により定めると 規定されています。会長は、会務を総理し、審議会を代表すると規定されており、 会議の議事進行等を行っていただきます。副会長は会長を補佐し、会長が不在の 場合はその職務を代理していただきます。会長の選出につきまして委員の互選と いうことになっておりますが、ご意見等ございましたらお願いいたします。 (意見なし)
- 事務局 ご意見等がないようでしたら事務局案ということで提案させていただいてもよ ろしいでしょうか。

委員 はい。

事務局 前回の審議会で会長を務められた覺正委員がいらっしゃいますので、引き続き 覺正委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

委員異議なし。

委員の了承があり、覺正委員が会長に選出されました。

- 事務局 以後の進行につきましては会長にお願いいたします。
- 会 長 副会長の選出ですが、互選、自選を問わず、ご意見いただければと思います。 ご意見等はございませんでしょうか。

(意見なし)

会 長 ご意見等がないようでしたら、私から阿部委員を推薦したいと思いますが、い かがでしょうか。 委員異議なし。

委員の了承があり、阿部委員が副会長に選出されました。

- (2) 審議会の会議公開等について
- ア 会議の一部を非公開とする場合の決定方法について
- 会 長 審議事項(2)のアについて、事務局より説明をお願いします。
- 事務局 こちらは会議公開を行うに当たり、定めていただく手続等となります。まず1 つ目のアですが、会議の一部を非公開とする場合の決定方法です。お手元の資料 の佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱をご覧ください。第1条の主旨で、 佐倉市情報公開条例第28条に規定する審議会等の会議の公開に関し、必要な事 項を定めるとされております。佐倉市情報公開条例第28条で会議は原則公開す るものとなっております。ただしいくつかの例外が設けられており、例えば審議 内容に個人情報が含まれる場合など、不開示情報に該当するような審議事項を扱 う場合は、審議会の決定によりその会議の一部又は全部を非公開とすることがで きます。要綱の第3条をご覧ください。会議を非公開とする場合の決定について 定められております。会議非公開の決定方法については、会議における議決、委 員全員による個別の承認、あらかじめ指名された委員による承認、その他審議会 が定める方法の中からお決めいただくこととなっており、第2項により非公開の 決定は、会議開催の1週間前までに行うものとされています。本審議会におきま しては、ここ数年会議を非公開としたことはございませんでした。なお、前回ま での審議会においては、あらかじめ指名された委員による承認として、会長・副 会長に事務局から相談させていただき決定するという方法を採用しておりました。
- 会 長 ただ今、事務局から説明があった会議の一部非公開の決定についてですが、みなさんがよろしければ、前回同様、会長、副会長に一任していただくということでよろしいでしょうか。この決定のために委員のみなさんに集まっていただくというのは煩雑だと思いますので。ただし、会議は公開というのが原則ですので、責任を持って判断をさせていただきます。

(各委員了承)

イ 傍聴要領について

会 長 次のイについて、事務局より説明をお願いします。

- 事務局 佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱と傍聴要領案をご覧ください。 要綱第5条第4項に審議会等は、会議を公開するに当たっては、会議が公正かつ 円滑に行われるように傍聴要領例を参考に傍聴要領を定め、これを配布すること 等により、会場内の秩序維持に努めるものとするとされております。別紙が傍聴 要領案となります。こちらについては審議会において、変更することができます ので、内容についてお決めいただければと思います。
- 会 長 それではみなさん内容のご確認をお願いいたします。 この内容で同意をいただけるということでよろしいでしょうか。

(各委員了承)

- ウ 会議録の作成方法及び確認方法について
- 会 長 次のウについて事務局より説明をお願いします。
- 事務局 会議公開要綱の7条をご覧ください。審議会等は、会議終了後速やかに会議録を作成するものとすると定められており、作成した会議録については、ホームページと市政資料室で公表することとなります。参考までに前回の審議会の会議録をお配りしております。これまでの審議会では会議録の作成方法は要録という方法をとっており、また発言された委員については委員という表記としておりました。本審議会の会議録について、全文筆記とするか要録とするか、発言された委員名を記載するかどうか、会議録の確認方法の3点についてお決めいただければと思います。なお、前回までの審議会において、会議録の確認方法については、会長・副会長に確認していただき確定するという方法をとっておりました。
- 会 長 みなさんにお諮りしたいことは3点ございます。会議録について全文筆記とするか要録とするか、委員の発言について委員名をどうするか、会議録の確認方法 について何かご意見はございますか。
- 委員 会議録はホームページにも掲載されるのですか。

事務局 はい。

- 会 長 情報公開審議会である以上、原則公開となりますが、文書というものはデリケートなものでもありますので、情報公開に耐えうる記録というものがどういうものかという視点でご検討いただきたいと思います。まずは会議録の全文筆記か要録筆記かについてご意見ございますか。
- 委 員 これで要録ですか、結構長い記録だと思いますが。
- 会 長 要録です。確かにもう少し簡単にしてもよいと思いますが、みなさんのご意見 を伺って決めたいと思います。
- 委員 全文筆記とした場合は、委員名も掲載されるということでしょうか。両者はセットかと思いますが。
- 会 長 必ずしもそうとは限りませんが、全文筆記とした場合は、委員名を記載するの が一般的かと思います。いかがでしょうか。
- 委員 要録でよいのではないかと思います。
- 会 長 それでは会議録については、要録とさせていただきます。また委員名についてはこれまでどおり委員とするか各委員の名前を記入するか、いかがでしょうか。 これについてはどちらがよいということはなく、賛否両論ございます。佐倉市でも委員会によって委員名を出しているものもあります。
- **委 員 名前を記載した場合、委員全員の署名も必要になると思うのですが。**
- 会 長 署名は会議録の内容が、実際の会議と照らし正しいかどうかというものを確認 するものですので、各委員の署名が必要ということではなく、会長・副会長に一 任することも可能です。
- 委員個人的には各委員の名前を記載する場合は、各委員の署名が必要だと思います

が、委員名を記載する必要はないと思います。

会 長 それでは会議録には委員名は記載せず、委員という記載にしたいと思いますがいかがでしょうか。また署名についても会長・副会長に一任していただくということでよろしいでしょうか。

(各委員了承)

- (3) 佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例の改正について (諮問)
- 会 長 それでは審議事項(3)佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例の改 正について、事務局より説明をお願いします。

事務局 (諮問書朗読)

資料1-2 佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例の一部改正案の概要に沿って説明させていただきます。第1の行政不服審査法の改正に伴う佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例の改正についてですが、改正に係る背景は次のようになります。

(1) 行政不服審査法の改正についてですが、行政不服審査法が、公正性及び利便性の向上、国民の救済手段の充実等の観点から制定後約50年ぶりに見直され、平成26年6月13日公布、平成28年4月1日の施行予定とされております。これにより、行政庁の処分等に関する不服申立ての制度が主に次のア、イ、ウのとおりに改正されることとなります。

ア 不服申立て手続の一元化について、行政庁の処分に対する異議申立てが廃止され、審査請求に一元化されました。これまでは異議申立てと審査請求の2つの不服申立ての制度がございましたが、今後は異議申立ての制度が廃止され、審査請求に一元化されることになります。異議申立てについては、例えば情報公開ですと、不開示決定をした市長に不服を申し立て、決定をした市長がその決定が正しかったか再度判断をする制度となります。審査請求については、処分をした行政庁の最上級行政庁に対して不服を申し立て、当該行政庁が審査をする制度となり、今後は審査請求に一元化されることとなります。

イ 審理手続の変更について、審査庁は処分をした行政庁又は審査を行った行政庁を、裁決は審査請求を受けて決定することを意味します。審査庁が裁決をするに当たり、有識者で構成される第三者機関、地方公共団体の場合は附属機関となりますが、この設置が義務付けられ、当該機関に諮問することにより、審査庁の判断の妥当性についてチェックを受けることとなりました。これまではその決定に不服がある場合は、その判断を行った行政庁が再度その判断が正しかったか判断していましたが、今後は第三者機関によって行政の判断が正しかったかどうかをチェックしていただくこととなります。

ウ 審査請求をすることができる期間の見直しについてですが、審査請求をする ことができる期間が、現行の60日以内から3か月以内に延長されました。

(2) の佐倉市の現状ですが、こちらは主に情報公開と個人情報保護制度について記載しております。佐倉市では、行政不服審査法に基づく不服申立てとは別に、

情報公開請求及び自己情報開示請求等に対する開示決定等に不服がある場合の救済制度として、佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例に基づく不服の申出制度を創設しています。不服申出者を救済するための機関として、独任制の佐倉市情報公開審査委員及び佐倉市個人情報保護委員を設置しており、両委員は不服申出者から、直接不服の申出を受け、内容を調査及び審査し、理由があると認めるときは、実施機関に対し、是正その他の措置を講ずるよう勧告等を行う権限を有しており、勧告を受けた実施機関は、是正その他の措置を講ずるよう努力義務が課されております。なお、不服の申出は、行政不服審査法による不服申立てを妨げないことから、両制度を併用することも可能となっています。行政不服審査法に基づく行政不服審査はもともとあった制度ですが、情報公開条例と個人情報保護条例によりまして、不服の申出という別の制度を創設し、現在はその2つの制度を利用することが可能となっております。

2対応方針の(1)行政不服審査会の設置及び現委員の廃止についてですが、 改正行政不服審査法の規定に基づき、有識者で構成される第三者機関として行政 不服審査会を設置します。これにつきましては、行政不服審査法施行条例を新た に制定することを予定しており、その中で行政不服審査会の設置を位置付けてい くこととなります。また、本市における不服の申立て状況を勘案し、本市が行う 処分に対する行政不服審査法に基づく審査請求は、全て行政不服審査会に諮問す るものとします。現在の情報公開審査委員及び個人情報保護委員は、独任制であ るとともに、地方自治法上の附属機関ではないため、行政不服審査法に定められ る第三者機関とはなり得ません。また、現委員を維持することは、同じ機能を持 った救済機関が併存することとなり、実質的な意義は失われるとともに、両機関 から異なる判断がなされる可能性も考えられるなど、事務上も混乱を来たすおそ れがあります。このため、現在の情報公開審査委員及び個人情報保護委員につい ては廃止することとし、行政不服審査会にその機能を集約しようとするものです。 なお、現委員が有している権限としてインカメラ審理とヴォーンインデックス という権限がございます。インカメラ審理とは不開示となった公文書を委員が直 接不開示部分を含めて確認できる権限であり、それにより、より適正な判断がで きるとされています。ヴォーンインデックスとは委員が指定する方法により整理 した資料の作成及び提出を求める権限で、実施機関はその求めに応ずるものとさ れています。これらの権限についても、行政不服審査会が引き続き有することと します。開示決定等に対する不服の申出の処理のほか、佐倉市情報公開審査委員 及び佐倉市個人情報保護委員は、制度に関する相談、苦情等を受け、必要に応じ、 実施機関に意見等を述べることができる役割も有していますが、この役割につい ては、行政不服審査会が引き継ぐことはできないため、引き続き、この制度を維 持することとし、情報公開審査委員及び個人情報保護委員を統合した上で、必要 な事項について規則で定めるものとします。

3一部改正案の内容の(1) 佐倉市情報公開条例の改正についてですが、不服の申出及びその手続に関する規定並びに佐倉市情報公開審査委員の設置等に関す

る規定である佐倉市情報公開条例第18条から第25条までの規定を削ります。 資料1-3に佐倉市情報公開条例の新旧対照表を用意しておりますが、この中の 18条から25条までを削除しようとするものです。これに伴い、目次中の第2章から第4章まで条文が繰り上がることとなりますので、そちらの条文の整理を 行うこととします。

- (2) 佐倉市個人情報保護条例の改正についてですが、資料1-4に個人情報保護条例の新旧対照表を用意しております。こちらも同じく不服の申出及びその手続に関する規定並びに佐倉市個人情報保護委員に関する規定である佐倉市個人情報保護条例第3章(第40条から第47条まで)の規定を削ります。これに伴いまして、目次中の第3章を削除し、章と条文の条ずれの整理を行います。
- (3) 佐倉市情報公開・個人情報保護審議会条例の改正についてですが、佐倉市情報公開審査委員及び佐倉市個人情報保護委員を廃止することに伴い、佐倉市情報公開・個人情報保護審議会委員が、両委員を兼ねることができる旨を定めた佐倉市情報公開・個人情報保護審議会条例第3条第2項を削ります。4の施行期日ですが、改正行政不服審査法の施行予定日である平成28年4月1日から施行するものとします。

続きまして、第2として個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う佐倉市個人情報保護条例の改正について、改正の趣旨についてですが、番号法の公布に伴い、特定個人情報等の取扱いをより厳格にするため、本審議会の諮問を経た上で、平成27年8月定例会に「佐倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を提案し、同条例が公布されたところです。その後、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成27年9月に公布され、番号法が一部改正されたことに伴い、佐倉市個人情報保護条例で引用している条項について、規定の追加や条項ずれの修正等を行う必要が生じました。このため、これらに対応するための所要の改正を行い、一部改正法との整合を図ろうとするものです。

2の一部改正案の内容についてですが、資料1-4の個人情報保護条例の新旧対照表と照らし合わせていただければと思います。

(1)用語の定義(保護条例第2条)について、「情報提供等記録」の定義に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)」という文言を追加します。番号法第19条では、特定個人情報を他の機関に提供してはならないと規定されていますが、ただし書1号から14号までに規定された場合は、例外として特定個人情報を他の機関に提供してもよいとされております。新規に追加された第19条第8号は、「地方公共団体が条例で定める事務のうち個人情報保護委員会規則で定められた事務であって情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を提供するとき」と規定されており、各地方公共団体が条例で定め、国の個人情報保護委員会規則で定められた事務については、平成29年1月から稼働予定の情報提供ネットワークシステムを利用して外部との連携をすることが

できることとなります。次に、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供が行われた場合、番号法23条1項及び2項により、同システムに接続されたコンピューターに情報照会者、情報提供者及び提供した個人情報を記録することが規定されています。その場合の記録を情報提供等記録と呼んでおりますが、番号法第26条が新設され、新設された19条8号の規定により提供が行われた場合についても、番号法23条1項及び2項の規定を準用することとされたため、この旨を情報提供等記録の定義に追加するものです。

- 次に、(2)保有個人情報の提供先への訂正決定の通知(保護条例第33条)についてですが、訂正決定の通知先に「番号法第19条第8号に規定する条例事務関係情報照会者」を追加します。個人情報保護条例第27条に訂正決定があり、市が持っている個人情報について誤りがあることが分かった場合、市に対し誤りを訂正するよう請求できるという規定になっています。そして保護条例33条により訂正を実施し、必要がある場合は提供先の機関に対し、誤りを訂正する旨の通知をするように定められています。番号法第19条第8号が新設されたことに伴い、訂正請求に基づき保有個人情報の訂正を行い、必要がある場合は、現在通知することとされている総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に加え、新設された番号法19条8号に規定する条例事務関係情報提供者にも訂正を行った旨及び訂正内容等を通知するものです。
- (3) 利用停止請求権(保護条例第34条)についてですが、保護条例第34条 第1項第1号エにおいて引用している番号法第28条について、番号法第26条 が新設されたことに伴い条ずれが生じたため、第29条に修正を行います。
- 3の施行期日ですが、一部改正法の施行期日である番号法附則第1条第5号に 掲げる施行日については、まだ施行期日を定める政令が出ておりませんので、あ くまで予定となりますが、平成29年1月から施行するものとします。
- 会 長 大変内容も多く、分かりにくい内容であったと思います。審議の前にご質問が ありましたら、遠慮なくお願いします。
- 委員 資料1-2の第1の1改正に係る背景(1)のア、イ、ウについては、2対応 方針のア、イ、ウに必ずしも対応してないということでよろしいですか。
- 会 長 全く対応していません。
- 委員 不服申立手続の一元化について、異議申立てが廃止されるということですが、 資料1-1の諮問書の中に不服の申出制度並びに佐倉市情報公開審査委員及び佐 倉市個人情報保護委員を廃止することとありますが、不服の申出制度が全て廃止 されるということですか。異議申立てが廃止ということですか。
- 会 長 その部分については資料1-2の1ページ目の(2)佐倉市の現状をお読みいただければと思います。佐倉市の他、逗子市などが取っている方式だったのですが、いきなり行政不服審査法による法的救済ということではなく、専門的な委員が話を受けて、公開を求められるものは求めていこうという情報公開制度のつくりがあったのですが、それを廃止するということです。
- 委 員 佐倉市の対応に限って言えば、行政不服審査法に関しては今までの委員を廃止

- し、行政不服審査会を作り、それを審査庁の決定の判断の根拠とするというよう に変えるということでよろしいですか。
- 会 長 概ねそういうことです。今までは2本立てであったものを1本立てにする、要するに法律の主旨に沿う形にする。それに伴って今まであった不服の申出制度を 廃止するということです。
- 委 員 市民としては、この場合の行政というのは県などではなく、佐倉市の決定に対して不服があった場合に行政不服審査法に基づいて、行政不服審査会を通して審査手続を進めていけばよいということですか。

会長そうです。

- 委 員 では具体的に例を挙げて、利便性がどう上がるのか説明していただけますか。
- 事務局 利便性というところでは、行政不服審査法が変わり、申立てをする期間が延びるなど利便性が高まることとなります。もともと行政不服審査法というものがあり、それは異議申立てと審査請求の2つがあったのですが、どちらも決定をした機関に不服を申し立て、その決定をした機関がもう一度判断をするというものでした。それとは別に佐倉市は条例で情報公開審査員という委員を設けており、市が行った情報公開決定に不満がある場合は、その委員に直接申出をすることができ、その委員に客観的な立場から判断をしていただくというものでした。今までは行政不服審査法と情報公開審査委員に対する申出の両方ができたのですが、行政不服審査法が変わりまして、行政不服審査法でも第三者機関を設けるように規定されました。そうしますとこれまでの情報公開条例で設置された第三者機関と同じ機能が2つ存在することになりますので、現在、条例で定めている審査委員を廃止しようとするものです。
- 委 員 それは市民にとってどのように便利になるのですか。申立ての期間が3ヶ月に 延びるということだけですか。具体的な例を挙げて説明してもらえますか。
- 事務局 行政不服審査法という法律の改正が予定され、この法律が直接適用されて、それによって利便性が高まるというものが既にございますので、そのために佐倉市でも条例を制定するものです。行政不服の対象とするものは、あらゆる行政処分が対象となるのですが、今回の改正を要する内容については、情報公開・個人情報保護条例の改正になりますので、開示・不開示といった決定に対する不服が中心になると思われます。これまでは独任制という制度で、委員お一人が不服の申出を受け、それに対して意見を述べるというものでした。行政不服審査会の委員は5人以内を予定していますが、今後はその申出を複数人で審議をしていただくことになります。1人より5人が優れているということではありませんが、複数の方で判断していただく方がより民主的でいろいろな意見がまとめられ、より良い判断がなされ、また公平性が高まるとも考えられますので、1つの利点であると思います。またこのままですと情報公開・個人情報保護委員に対する申出の制度と今回行政不服審査法で設置が規定された行政不服審査会の2つの制度が混在することになります。市民の方が不服の申立てをしようとする時に、複数の窓口があるとどこに申立てをしてよいか混乱してしまうことも想定されますので、一

元化し、窓口を一本化した方が市民の方にも分かりやすくなると考えられますので、それも利点になるかと思います。

- 委員 今までは委員お一人で判断されていたものが、行政不服審査会を設置することにより5人程度の方で判断がなされ、また市民にとっては行政不服審査会のみに申出をすればよく、申出の期間も3ヶ月まで延びるということですね。
- 事務局 はい、そうです。
- 委 員 行政不服審査会を設置することで、申出の期間が60日から3ヶ月に延びるということですが、そこまで延ばす必要があったのでしょうか。
- 事務局 行政処分がなされて、未来永劫ずっと不服の申出が可能で、過去になされた処分が覆ってしまうというのは、法的安定性が損なわれるという観点から好ましくないと考えられますので、一定の期間で区切るというのが行政処分の考え方です。今までは不服の申出の期間が60日で、これ以降はできないということでした。ただし一般の方にとって60日というのは短い期間であり、悩んでいるうちにあっという間に過ぎてしまう期間でもあります。期間が60日から3ヶ月に延びるということは、法的安定性を多少犠牲にしながらも、そういう方たちに不服の申出の機会を広げ、権利拡充を図ったということです。
- 委 員 分かりました。不服の申出の期間が延びるということですが、申出をする方に 対するアドバイスをするようなところはあるのでしょうか。
- 事務局 行政処分を行った行政庁が必ず処分を行った旨を通知し、また不服を申立てることができる旨を教示する義務がございます。それは書面で行われることになりますので、書面により不服の申出ができることを知ることができます。もちろん私たちもそういったご相談を受ければ、それに対応させていただきます。このことに関する第三者的な相談機関はございません。
- 委員 分かりました。
- 会 長 他に何かございますか。
- 委 員 第三者機関と法律で規定されているので、独任制では立ち行かなくなったとい うことですか。必ずしもそういうことではないのですか。
- 事務局 行政不服審査法の法律で、国の場合は行政不服審査会を設置するものとされているのですが、地方公共団体の場合はそれに準じ附属機関でなければならないとされています。国から示されているQ&Aでも、独任制ではなく合議制の機関でなければならないとされております。
- 委 員 有識者で構成される第三者機関とありますが、有識者の定義というのはあるの でしょうか。
- 事務局 一般的な話となりますが、大学教授であるとか弁護士などを有識者として想定しております。
- 委員 分かりました。
- 会 長 他にご意見等ございますか。無いようでしたら今回の諮問についてご同意いた だけるということでよろしいでしょうか。

(各委員了承)

会 長 またこの諮問に対する答申の書面作成についても、会長に一任していただくと いうことでよろしいでしょうか。

(各委員了承)

2 報 告

(1) 特定個人情報に係る基本方針及び管理規程の制定について

会 長 続きまして、次第2の報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局 資料2-1と2-2をご覧ください。個人番号に紐づく個人情報を特定個人情 報といいますが、これについては強い識別性があることから、法律で厳格な保護 措置を講じなければならないとされております。国から示されている特定個人情 報の適正な取扱いに関するガイドラインにおきましても、厳格な保護措置等を講 ずるために管理規程等を整備する必要があるとされておりますので、佐倉市にお きましても、当該規程を整備し策定したところでございます。資料2-1佐倉市 特定個人情報等の安全管理に関する基本方針につきましては、大枠で安全管理を どのように行っていくかというものを定めております。 1 特定個人情報等の保護 に関する考え方では、番号法における厳格な保護措置について、地方公共団体に おいても、国と同様の措置を講ずることとされていることから、管理体制や取扱 規程を職員に遵守させる等の措置を講じて適正に特定個人情報を取り扱う方針を 示しております。2特定個人情報等の保護方針では、法令遵守について、番号法、 佐倉市個人情報保護条例等の遵守や安全管理措置として、適正な収集、保管、利 用、廃棄、目的外利用をしないこと等を定めております。委託におきましても、 適切な安全管理措置が講じられるようにすること、継続的な見直し、改善に努め るということを定めております。

また、これらの基本方針をより具体的に実行していくためのものとして、佐倉市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程を定めました。主旨としては、基本方針に則り、個人番号及び特定個人情報の取扱いについて必要な事項を定めるものとなっております。第3の管理体制として、管理者等の役割を定めています。

特定個人情報等の保護に関する総括保護管理責任者として副市長を充て、また、保護管理責任者として総務部長を、保護管理者として特定個人情報等を取り扱う課等の長が担うこととしております。保護管理者を補佐するものとして保護担当者を置き、特定個人情報についてはなるべく利用範囲を狭めるため、事務取扱担当者は保護管理者が指定することとしており、また、課内における連絡・報告体制や事故が起きた場合の対応を定めることとしております。第4の教育研修については、総括保護管理責任者や保護管理者が必要な教育・研修、啓発を行うこととしております。第5の職員等の責務としては、法令遵守並びに適正な取扱い、事故等の兆候があった場合の保護管理者に報告する責務等を課しております。第6の特定個人情報の取扱いですが、システム上でのアクセス制限や特定個人情報の複製を不必要に行わないこと、媒体は鍵のかかるところに保管することなどを定めております。廃棄についても、規程に基づき適切な廃棄を行うことを定めて

おります。また、番号法でも規定されておりますが、個人番号の利用制限、提供制限等についても改めて規定をしております。第7の情報システムにおける安全の確保等については、コンピューターを使った事務処理が多くなりますので、アクセス制御やアクセス記録を記録すること、またアクセス状況の監視、不正アクセスの防止について必要な措置を講ずることを規定しております。第8の情報システム室等の安全管理については、情報システムの根幹であるサーバー等の機器が設置してある場所への立入制限等について規定しています。第9の特定個人情報等の提供及び業務の委託等についてですが、特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合も市と同様の安全管理措置を講ずること、また再委託する場合も特定個人情報等の厳格な保護措置を講ずること等を定めております。第10の安全確保上の問題への対応は、情報漏えいの事案が発生したり、その兆候を認知した場合は保護管理者に速やかに報告することや再発防止の措置を講ずることを定めております。また監査及び点検の実施について、必要に応じ監査を行うことを定めております。また監査及び点検の実施について、必要に応じ監査を行うことを定めております。これらについては先日、庁内に周知を行ったところでございます。

(2) 平成27年度情報公開制度の実施状況について

開示請求の処理状況ですが、平成27年4月から平成27年10月末日までの間に、延べ44人の方から115件の公文書について開示請求がありました。115件の決定区分等の内訳については、全部開示54件、部分開示57件、文書不存在により不開示となったものが2件、取下げが2件となっております。

次に、不開示理由別内訳ですが、部分開示及び不開示になった件数は59件で、不開示理由は、個人情報によるものが48件と最も多く、住所、氏名、印影などが主な不開示部分となっています。開示請求者の状況については、延べ請求者数が44人で、開示請求者の区分としては、佐倉市の区域内に住所を有する個人が20人、市外に住所を有する個人が6人、法人等が18件となっております。情報公開審査委員に対する不服の申出等は1件ございましたが、申出者より取り下げられております。市政情報の公表状況についてですが、本年4月から10月末までに、市政情報の公表に関する要綱第3条各号の規定に該当するものとして、160件の市政に関する情報を公表しております。最後に、市政資料室の利用状況ですが、市庁舎1号館2階にあります市政資料室では、市政に関する資料を自由に閲覧でき、有償で頒布している資料については購入することもできます。また、情報公開条例に基づく開示請求等の窓口にもなっています。平成27年4月から10月末までの利用人数は、2、787人となっております。情報公開の報告としては以上となりますが、資料3-2は今ご報告した内容の資料編となっており、どのような請求があったのかなどを記載しております。

(3) 個人情報保護制度の運用状況について

平成27年10月末日現在、佐倉市個人情報保護条例第6条に基づいて届出が

されている保有個人情報取扱事務の総数は637件となっており、保有個人情報 取扱事務の届出事項は表のとおりとなっております。保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況についてですが、本年4月から10月末までに実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る目的外利用は5件でした。保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況については、同期間の間に実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る外部提供は159件ありました。主な外部提供先は警察署で90件となっており、刑事訴訟法197条2項による照会に基づき、外部提供しているものとなっております。続きまして、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止請求の件数並びにその処理状況についてです。開示請求の件数及びその処理状況につきましては、平成27年4月から10月末までの間に15人の方から開示請求がありました。これに伴う開示決定は、全部開示決定が13件、部分開示が2件となっています。訂正及び利用停止請求はありませんでした。

口頭による開示請求の実施状況ですが、平成27年度印旛郡市職員採用共同試験の結果について、第1次試験の不合格者の総合順位、一般教養試験の正解数及び専門試験の正解数を請求者に開示しており、こちらの請求件数は9件でした。

最後に、個人情報保護委員に対する不服の申出等についてですが、本年4月から10月末までに、個人情報保護委員に対する不服の申出等はございませんでした。報告は以上となります。資料4-2は、今ご報告した内容の資料編となっておりますのでご覧ください。

- 会 長 ただいまの報告事項について何かご質問等はございますか。今日の審議会を通 してのご質問でも結構です。
- 委 員 情報公開について平成27年度が44件ということですが、昨年と比較すると 件数が少ないと思いますが、その要因は分かりますか。
- 事務局 資料3-2の5ページをご覧ください。昨年が98件に対して、平成27年度は10月末日段階での件数となっておりますので、件数としては横ばいか、若干少ないという状況だと思います。
- 委 員 平成19年度の請求件数が202件と多いですが、何かあったのでしょうか。
- 事務局 正確には記憶しておりませんが、政務調査費等の請求が多かった時期かもしれません。
- 会 長 資料 3-2 情報公開の資料編の6 ページに主な内容と割合という資料がありますが、これで確認できますか。
- 事務局 失礼いたしました。ご指摘いただいたとおり、平成19年度は教育委員会に関する文書の請求が多かった年度となっております。
- 会 長 他に何かご質問ございますか。どんな質問でも結構です。
- 委 員 情報システム管理についてですが、パソコンにアクセスする時、パスワードは どのくらいの期間で変更しているのでしょうか。
- 事務局 パスワードについては、3ヶ月に1回程度だったと思いますが、全職員がパス ワードを変更するようになっております。

- 委員 もう少し短い期間で変更できたほうがよいと思います。
- 会 長 他にご質問はございますか。 他にご質問がないようですので、これで本日の審議会を終了いたします。

平成27年度佐倉市情報公開·個人情報保護審議会 次 第

平成27年11月20日(金) 午後2時から 佐倉市役所1号館3階会議室

1 審 議

- (1) 会長・副会長の選出について
- (2) 審議会の会議公開等について
 - ア 会議の一部を非公開とする場合の決定方法について
 - イ 傍聴要領について
 - ウ 会議録の作成方法及び確認方法について
- (3) 佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例の改正について (諮問)
- 2 報告
 - (1) 特定個人情報に係る基本方針及び管理規程の制定について
 - (2) 平成27年度情報公開制度の実施状況について
 - (3) 平成27年度個人情報保護制度の運用状況について

2 7 佐行第 4 3 8 号 平成 2 7年 1 1 月 1 3 日

佐倉市情報公開・個人情報保護審議会会長 様

佐倉市長 蕨 和



佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例の一部改正について (諮問)

行政不服審査法が全部改正され、不服申立て制度の全面的な見直しが行われることに伴い、佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例における不服の申出制度並びに佐倉市情報公開審査委員及び佐倉市個人情報保護委員を廃止すること、及び個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、佐倉市個人情報保護条例で引用している条項の所要の改正を行うことについて、関係資料を添付の上、諮問します。

(担当:総務部行政管理課行政管理班)

別紙

佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例の一部改正案の概要

第 1 行政不服審査法の改正に伴う佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例の改正について

- 1 改正に係る背景
- (1) 行政不服審査法の改正

行政不服審査法が、公正性及び利便性の向上、国民の救済手段の充実及び拡大の観点から、制定後50年ぶりに見直されました。(平成26年6月13日公布、平成28年4月1日施行予定)これにより、行政庁の処分等に関する不服申立ての制度が主に次のとおり改正されます。

- ア 不服申立て手続の一元化
 - ・行政庁の処分に対する異議申立て(処分をした行政庁に対し不服を申し立て、当該処分庁が決定をするもの)が廃止され、審査請求(処分をした行政庁の最上級行政庁に対し不服を申し立て、当該最上級行政庁が裁決をするもの)に一元化されました。
- イ 審理手続の変更
 - ・審査庁が裁決をするに当たり、有識者で構成される第三者機関(附属機関)の設置が義務付けられ、当該機関に諮問することにより、審査庁の判断の妥当性についてチェックを受けることとなりました。
- ウ 審査請求をすることができる期間の見直し
 - ・審査請求をすることができる期間が、現行の60日以内から3か月以内に延長されました。

(2) 佐倉市の現状

佐倉市では、行政不服審査法に基づく不服申立てとは別に、情報公開 請求及び自己情報開示請求等に対する開示決定等に不服がある場合の救 済制度として、佐倉市情報公開条例及び佐倉市個人情報保護条例に基づ く不服の申出制度を創設しています。

不服申出者を救済するための機関として、独任制の佐倉市情報公開審査委員及び佐倉市個人情報保護委員を設置しており、両委員は、不服申出者から、直接不服の申出を受け、内容を調査及び審査し、理由があると認めるときは、実施機関に対し是正その他の措置を講ずるよう勧告等を行う権限を有しており、勧告を受けた実施機関は、是正その他の措置を講ずるよう努力義務が課されております。

なお、不服の申出は、行政不服審査法による不服申立てを妨げないことから、両制度を併用することも可能となっています。

2 対応方針

- (1) 行政不服審査会の設置及び現委員の廃止について
- ア 改正行政不服審査法の規定に基づき、有識者で構成される第三者機関 として、行政不服審査会を設置します。また、本市における不服の申立 て状況を勘案し、本市が行う処分に対する行政不服審査法に基づく審査 請求は全て行政不服審査会に諮問するものとします。
- イ 現在の情報公開審査委員及び個人情報保護委員は、独任制であるとと もに、地方自治法上の附属機関ではないため、行政不服審査法に定めら れる第三者機関とはなり得ません。

また、現委員を維持することは、同じ機能を持った救済機関が併存することとなり、実質的な意義は失われるとともに、両機関から異なる判断がなされる可能性も考えられるなど事務上も混乱を来すおそれがあります。このため、現委員については廃止することとし、行政不服審査会にその機能を集約しようとするものです。

なお、現委員が有しているインカメラ審理の権限及び委員が指定する 方法により整理した資料の作成及び提出を求める権限も行政不服審査会 が引き続き有することとします。

ウ 開示決定等に対する不服の申出の処理のほか、佐倉市情報公開審査委員及び佐倉市個人情報保護委員は、制度に関する相談、苦情等を受け、必要に応じ、実施機関に意見等を述べることができる役割も有しています。この役割については、引き続き、維持することとし、情報公開審査委員及び個人情報保護委員を統合した上で、必要な事項について規則で定めるものとします。

3 一部改正案の内容

- (1) 佐倉市情報公開条例の改正について
 - ・不服の申出及びその手続に関する規定並びに佐倉市情報公開審査委員の設置等に関する規定である佐倉市情報公開条例第18条から第25条までの規定を削ります。
 - ・上記に伴い、目次中の第2章から第4章までの条ずれの整合を図ります。
- (2) 佐倉市個人情報保護条例の改正について
 - ・不服の申出及びその手続に関する規定並びに佐倉市個人情報保護委員

に関する規定である佐倉市個人情報保護条例第3章(第40条から第47条まで)の規定を削ります。

- ・上記に伴い、目次中の第3章を削除し、第4章から第6章までの条ずれの整合を図ります。
- (3) 佐倉市情報公開・個人情報保護審議会条例の改正について
 - ・佐倉市情報公開審査委員及び佐倉市個人情報保護委員を廃止すること に伴い、佐倉市情報公開・個人情報保護審議会委員が、両委員を兼ねる ことができる旨を定めた佐倉市情報公開・個人情報保護審議会条例第3 条第2項を削ります。

4 施行期日

改正行政不服審査法の施行予定日である平成28年4月1日から施行するものとします。

- 第2 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う佐倉市個人情報保護条例の改正について
 - 1 改正の趣旨

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」といいます。)の公布に伴い、個人番号をその内容に含む個人情報(以下「特定個人情報」といいます。)の取扱いをより厳格にするため、本審議会の諮問を経た上で、平成27年8月定例会に「佐倉市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について」を提案し、同条例が制定されたところです。

その後、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(以下「一部改正法」といいます。)が平成27年9月に公布され、番号法が一部改正されたことに伴い、佐倉市個人情報保護条例(以下「保護条例」といいます。)で引用している条項について、規定の追加や条項ずれの修正等を行う必要が生じました。このため、これらに対応するための所要の改正を行い、一部改正法との整合を図ろうとするものです。

2 一部改正案の内容

(1) 用語の定義(保護条例第2条)

「情報提供等記録」の定義に「(これらの規定を番号法第26条において 準用する場合を含む。)」を追加します。 番号法第19条第8号が新設され、「地方公共団体が条例で定める事務の うち個人情報保護委員会規則で定められた事務であって情報提供ネットワ ークシステムを使用して特定個人情報を提供するとき」が特定個人情報を 提供することができる場合(特定個人情報の提供の制限の例外)に追加さ れました。

情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供が行われた場合、番号法第23条第1項及び第2項により、同システムに接続された電子計算機に、情報照会者及び情報提供者の名称、特定個人情報の項目等を記録することとされていますが、番号法第26条が新設され、新番号法第19条第8号の規定により提供が行われた場合についても、番号法第23条第1項及び第2項の規定を準用することとされたため、この旨を「情報提供等記録」の定義に追加します。

(2) 保有個人情報の提供先への訂正決定の通知(保護条例第33条)

保有個人情報の提供先への訂正決定の通知先に「番号法第19条第8号 に規定する条例事務関係情報照会者」を追加します。

番号法第19条第8号が新設されたことに伴い、訂正請求に基づき保有個人情報の訂正を行い、必要があると認める場合は、現在通知することとされている総務大臣及び情報照会者又は情報提供者に加え、新番号法第19条第8号に規定する条例事務関係情報提供者にも訂正を行った旨及び訂正内容等を通知するものとします。

(3) 利用停止請求権(保護条例第34条)

保護条例第34条第1項第1号エ中において引用している番号法「第28条」について、番号法第26条が新設されたことに伴い条ずれが生じたため、「第29条」に修正を行います。

3 施行期日

一部改正法の施行期日である番号法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日(平成29年1月予定)から施行するものとします。

佐倉市情報公開条例【新旧対照表】

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則(第1条一第4条)	第1章 総則(第1条一第4条)
第2章 公文書の開示 (第5条 <u>第17条</u>)	第2章 公文書の開示(第5条 <u>第25条</u>)
第3章 情報公開の総合的な推進(第18条—第22条)	第3章 情報公開の総合的な推進(第26条―第29条の2)
第4章 雑則 (<u>第23条—第26条</u>)	第4章 雑則(<u>第30条</u> 一第34条)
附則	附則
	(不服の申出等)
	第18条 開示決定等について不服があるものは、佐倉市情報公開審査委員(以下「審査委員」という。)に対して不服の申出をすることができる。
	2 審査委員は、不服の申出があったときは、当該不服の申出の内容を調査及び審査 し、理由があると認めたときは、実施機関に対し是正その他の措置を講ずるよう勧告 するものとする。
	3 審査委員は、不服の申出に対する処理の決定に当たって必要があると認めるときは、他の審査委員と合議することができる。
	4 審査委員は、不服の申出に対する処理を当該不服の申出があった日の翌日から起算 して60日以内に行うよう努めるものとする。
	5 審査委員は、不服の申出に対する処理を行ったときは、当該不服の申出をしたもの (以下「不服申出者」という。)及び不服の申出に係る開示決定等をした実施機関に 対して、その処理結果を書面により速やかに通知するものとする。ただし、第2項の 規定により実施機関に対して勧告を行ったときは、当該実施機関に対しては、当該勧 告をもって足りる。
	6 実施機関は、第2項の規定による審査委員の勧告があったときは、是正その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

改正後	改正前
	7 この条例の規定による不服の申出は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の 規定による不服申立てを妨げない。
	(第三者からの不服の申出があったときの開示の実施の停止)
	第19条 開示決定に対する第三者からの不服の申出があったときは、当該不服の申出に 係る実施機関は、当該実施機関に対する前条第5項の通知又は勧告があった日まで、 開示の実施を停止するものとする。
	(第三者からの不服の申出の内容に理由がないとする場合等における手続)
	第20条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置き、かつ、当該各号に掲げるものに対し、開示する理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
	(1) 開示決定に対する第三者からの不服の申出の内容に理由がないとする旨の審査 委員からの処理結果により、実施機関が、当該第三者からの不服の申出に係る開示 決定を変更しないこととした場合 当該不服の申出をした第三者
	(2) 審査委員の勧告を受け、不服の申出に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示することとした場合(第三者等が、第14条第3項の規定による当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合に限る。) 当該意見書を提出した第三者等
	(情報公開審查委員)
	第21条 第18条第1項の規定による不服の申出について、公正かつ簡易迅速に不服申出 者の救済を図るため、審査委員を置く。
	2 審査委員は、前項に規定する不服申出者の救済のほか、次章に規定する情報公開の 総合的な推進について、相談、苦情等を受け、必要に応じ、実施機関に対して助言を し、又は意見を述べることができる。
	3 審査委員は、5人以内とし、識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て 委嘱する。
	4 審査委員の任期は、3年とする。ただし、任期が満了した場合においても、後任者

改正後	改正前
	が委嘱されるまでの間は、引き続きその職務を行うことができる。
	5 審査委員は、再任されることができる。
	6 審査委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
	(審査委員の調査権限)
	第22条 審査委員は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等に係る 公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査委員に対 し、その提示された公文書の開示を求めることができない。
	2 実施機関は、審査委員から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んでは ならない。
	3 審査委員は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、開示決定等に係る公文 書に記録されている情報の内容を審査委員の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査委員に提出するよう求めることができる。
	4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査委員は、不服の申出に係る事案に関し、不服申出者又は実施機関(以下「不服申出者等」という。)に意見又は資料の提出を求めることその他適当と認める者に必要な調査をすることができる。
	(意見の陳述等)
	第23条 審査委員は、不服申出者等から申出があったときは、当該不服申出者等に口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。
	2 審査委員は、前条第3項及び第4項並びに前項の規定により審査委員に提出された 意見書又は資料について不服申出者等から閲覧又は複写の求めがあった場合において は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを 除き、これに応ずるよう努めるものとする。
	(調査及び審査手続の非公開)
	第24条 審査委員の行う調査及び審査の手続は、公開しない。

改正後	改正前
	(委任)
	第25条 この条例に定めるもののほか、審査委員に関し必要な事項は、規則で定める。
<u>第18条</u> ~ <u>第26条</u> (略)	<u>第26条</u> ~ <u>第34条</u> (略)

佐倉市個人情報保護条例【新旧対照表】

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則(第1条一第5条)	第1章 総則(第1条一第5条)
第2章 実施機関における個人情報の保護	第2章 実施機関における個人情報の保護
第1節 個人情報の適正な取扱いの確保(第6条 第13条の2)	第1節 個人情報の適正な取扱いの確保(第6条―第13条の2)
第2節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求(第14条—第39条)	第2節 保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求(第14条—第39条)
	第3章 救済の手続(第40条―第47条)
第3章 事業者に対する指導、助言等(第40条一第44条)	第4章 事業者に対する指導、助言等(<u>第48条</u> 一第52条)
<u>第4章</u> 雜則(<u>第45条—第51条</u>)	<u>第5章</u> 雜則(<u>第53条—第59条</u>)
<u>第5章</u> 罰則 (<u>第52条一第56条</u>)	<u>第6章</u> 罰則 (<u>第60条—第64条</u>)
附則	附則
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところ による。
(1)~(3) (略)	(1)~(3) (略)
(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項 <u>(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)</u> に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。	(4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された 特定個人情報をいう。
(5)~(10) (略)	(5)~(10) (略)
(保有個人情報の提供先への訂正決定の通知)	(保有個人情報の提供先への訂正決定の通知)
第33条 実施機関は、第30条第1項の決定に基づき保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者 <u>若しくは情報</u>	第33条 実施機関は、第30条第1項の決定に基づき保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者 <u>又は情報提供</u>

改正後

提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

- 第34条 何人も、自己の保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。
 - (1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有個人情報(情報提供等記録を除く。) の利用の停止又は消去

ア~ウ (略)

エ 番号法<u>第29条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2 条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

(2) (略)

2 (略)

改正前

<u>者</u>(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(利用停止請求権)

- 第34条 何人も、自己の保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求(以下「利用停止請求」という。)をすることができる。
 - (1) 次のいずれかに該当する場合 当該保有個人情報(情報提供等記録を除く。) の利用の停止又は消去

ア~ウ (略)

- エ 番号法<u>第28条</u>の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(同法第2条 第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。
- (2) (略)

2 (略)

第3章 救済の手続

(不服の申出等)

- 第40条 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等(以下「各決定」という。)に不 服があるものは、佐倉市個人情報保護委員(以下「保護委員」という。)に対して不 服の申出をすることができる。
- 2 保護委員は、不服の申出があったときは、当該不服の申出の内容を調査及び審査 し、理由があると認めたときは、実施機関に対し是正その他の措置を講ずるよう勧告 するものとする。
- 3 <u>保護委員は、不服の申出に対する処理の決定に当たって必要があると認めるとき</u>は、他の保護委員と合議することができる。
- 4 保護委員は、不服の申出に対する処理を当該不服の申出があった日の翌日から起算

改正後	改正前
	して60日以内に行うよう努めるものとする。
	5 保護委員は、不服の申出に対する処理を行ったときは、当該不服の申出をしたもの (以下「不服申出者」という。)及び当該不服の申出に係る各決定をした実施機関に 対して、その処理結果を書面により速やかに通知するものとする。ただし、第2項の 規定により実施機関に対して勧告を行ったときは、当該実施機関に対しては、当該勧 告をもって足りる。
	6 実施機関は、第2項の規定による保護委員の勧告があったときは、是正その他の措置を講ずるよう努めなければならない。
	7 この条例の規定による不服の申出は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の 規定による不服申立てを妨げない。
	(第三者からの不服の申出があったときの開示の実施の停止)
	第41条 開示決定に対する第三者からの不服の申出があったときは、当該不服の申出に 係る実施機関は、当該実施機関に対する前条第5項の通知又は勧告があった日まで、 開示の実施を停止するものとする。
	(第三者からの不服の申出の内容に理由がないとする場合等における手続)
	第42条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置き、かつ、当該各号に掲げるものに対し、開示する理由及び開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
	(1) 開示決定に対する第三者からの不服の申出の内容に理由がないとする旨の保護 委員からの処理結果により、実施機関が、当該第三者からの不服の申出に係る開示 決定を変更しないこととした場合 当該不服の申出をした第三者
	(2) 保護委員の勧告を受け、不服の申出に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示することとした場合(第三者が、第23条第3項の規定による当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合に限る。) 当該意見書を提出した第三者(個人情報保護委員)

改正後	改正前
	第43条 第40条第1項の規定による不服の申出について、公正かつ簡易迅速に不服申出者の救済を図るため、保護委員を置く。
	2 保護委員は、前項に規定する不服申出者の救済のほか、個人情報の保護について、 相談、苦情等を受けて必要な措置を講じ、又は実施機関等に対して意見を述べること ができる。
	3 保護委員は、3人以内とし、個人情報保護制度に関し高い識見を有する者のうちから、市長が議会の同意を得て委嘱する。
	4 保護委員の任期は、3年とする。ただし、任期が満了した場合においても、後任者が委嘱されるまでの間は、引き続きその職務を行うことができる。
	5 保護委員は、再任されることができる。
	6 保護委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
	(保護委員の調査権限)
	第44条 保護委員は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、各決定に係る保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、保護委員に対し、その提示された保有個人情報の開示を求めることができない。
	2 実施機関は、保護委員から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んでは ならない。
	3 保護委員は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、各決定に係る保有個人情報に含まれている情報の内容を保護委員の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、保護委員に提出するよう求めることができる。
	4 第1項及び前項に定めるもののほか、保護委員は、不服の申出に係る事案に関し、 不服申出者又は実施機関(以下「不服申出者等」という。)に意見又は資料の提出を 求めることその他適当と認める者に必要な調査をすることができる。
	(意見の陳述等)

改正後	改正前
	第45条 保護委員は、不服申出者等から申出があったときは、当該不服申出者等に口頭 で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料の提出を認めることができる。
	2 保護委員は、前条第3項及び第4項並びに前項の規定により保護委員に提出された 意見書又は資料について不服申出者等から閲覧又は複写の求めがあった場合において は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを
	除き、これに応ずるよう努めるものとする。
	(調査及び審査手続の非公開)
	第46条 保護委員の行う調査及び審査の手続は、公開しない。
	_(委任)
	第47条 この条例に定めるもののほか、保護委員に関し必要な事項は、規則で定める。
第3章 事業者に対する指導、助言等	第4章 事業者に対する指導、助言等
<u>第40条</u> ~ <u>第42条</u> (略)	<u>第48条</u> ~ <u>第50条</u> (略)
(事実の公表)	(事実の公表)
第43条 市長は、事業者が、第41条の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同条の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は前条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者に対し意見の聴取を行うとともに、審議会の意見を聴かなければならない。	第51条 市長は、事業者が、第49条の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同条の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は前条の規定による勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該事業者に対し意見の聴取を行うとともに、審議会の意見を聴かなければならない。
<u>第44条</u> (略)	<u>第52条</u> (略)
第4章 雜則	第5章 雑則
<u>第45条</u> ~ <u>第51条</u> (略)	<u>第53条</u> ~ <u>第59条</u> (略)
第5章 罰則	<u>第6章</u> 罰則
<u>第52条</u> ~ <u>第54条</u> (略)	<u>第60条</u> ~ <u>第62条</u> (略)
第55条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法	第63条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者が、その法

改正後	改正前
人又は人の業務に関して <u>第52条又は第53条</u> の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。	人又は人の業務に関して <u>第60条又は第61条</u> の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。
<u>第56条</u> (略)	<u>第64条</u> (略)

佐倉市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

本市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。)及び「佐倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」(平成 27 年佐倉市条例第 35 号。以下「利用条例」という。)に定められた事務において個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)を取り扱う。番号法においては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」(平成 15 年法律第 58 号)に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めており、地方公共団体においても同様の措置を講ずるものとされていることから、管理体制及び取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

特定個人情報等を取り扱う全ての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

(法令遵守)

- (1) 特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守する。なお、法令等には次のものを含む。
 - ア 番号法
 - イ 利用条例
 - ウ 佐倉市個人情報保護条例(平成17年佐倉市条例第3号)
 - エ 佐倉市情報セキュリティポリシー
 - オ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン (行政機関等・地方公共団体等編) (平成 26 年 特定個人情報保護委員会告示第 6 号)
 - カ 佐倉市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程

(安全管理措置)

(2) 特定個人情報等の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止)

(3) 特定個人情報等は、番号法及び利用条例に定められた事務の利用目的の 達成に必要な範囲内で適正に利用、収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止

するための措置を講ずる。

(委託・再委託)

(4) 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先 (再委託先を含む。)において、番号法及び佐倉市個人情報保護条例に基づ き本市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要 かつ適切な監督を行う。

(継続的改善)

(5) 特定個人情報等の保護に関する取扱規程及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

佐倉市特定個人情報等の取扱いに関する管理規程

第1 趣旨

この規程は、佐倉市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に則り、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この規程における用語の意義は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条及び佐倉市情報セキュリティ規則(平成16年佐倉市規則第18号。以下「セキュリティ規則」という。)第2条の定めるところによる。

第3 管理体制

(総括保護管理責任者)

1 総括保護管理責任者を1人置くこととし、副市長をもって充てる。総括保護管理責任者は、本市における特定個人情報等の管理に関する事務を総括する任に当たる。

(保護管理責任者)

2 保護管理責任者を1人置くこととし、総務部長をもって充てる。保護管理 責任者は、総括保護管理責任者を補佐し、特定個人情報等の管理に関する総 合調整等を行う任に当たる。

(保護管理者)

- 3 特定個人情報等を取り扱う課等に、保護管理者を1人置くこととし、当該 課等の長をもって充てる。保護管理者は、各課等における特定個人情報等の 適切な管理を確保する任に当たる。特定個人情報等を情報システムで取り扱 う場合、保護管理者は、情報管理責任者(セキュリティ規則第7条に規定す る情報管理責任者をいう。以下同じ。)と連携して、その任に当たる。 (保護担当者)
- 4 特定個人情報等を取り扱う課等に、当該課等の保護管理者が指定する保護 担当者を1人又は複数人置く。保護担当者は、保護管理者を補佐し、各課等 における特定個人情報等の管理に関する事務を担当する。

(事務取扱担当者の指定等)

5 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う職員等(以下「事務取扱担当者」 という。)及びその役割を指定する。保護管理者は、各事務取扱担当者が取り 扱う特定個人情報等の範囲を指定する。

保護管理者は、次に掲げる組織体制を整備する。

- (1) 事務取扱担当者がこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した 場合の保護管理者への報告連絡体制
- (2) 特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損等(以下「情報漏えい等」という。)事案の発生又は兆候を把握した場合の職員等から保護管理者への報告連絡体制
- (3) 特定個人情報等を複数の部署で取り扱う場合の各部署の任務分担及び 責任の明確化
- (4) 情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合の対応体制

第4 教育研修

- 1 総括保護管理責任者は、事務取扱担当者に対し、特定個人情報等の取扱い について理解を深め、特定個人情報等の保護に関する意識の高揚を図るため の啓発その他必要な教育研修を行う。
- 2 保護管理者は、当該課等の職員等に対し、特定個人情報等の適正な取扱い の徹底及び意識の向上を図るため、所属内での啓発や所属内研修の実施、研 修への参加機会の付与等の必要な措置を講ずるものとする。

第5 職員等の責務

- 1 事務取扱担当者は、番号法、佐倉市個人情報保護条例(平成17年佐倉市条例第3号)その他関連する法令及び規程等を遵守するとともに、総括保護管理責任者、保護管理責任者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、特定個人情報等を適正に取り扱わなければならない。
- 2 職員等は、情報漏えい等の事案の発生若しくは兆候を把握した場合又は職員等が番号法若しくはこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合は、速やかに保護管理者に報告しなければならない。

第6 特定個人情報等の取扱い

(アクセス制限)

- 1 保護管理者は、特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、当該特定個人情報等にアクセスする権限を有する事務取扱担当者とその権限の内容を、 当該事務取扱担当者が業務を行う上で必要最小限の範囲に限定する。
- 2 アクセス権限を有しない職員等は、特定個人情報等にアクセスしてはならない。
- 3 事務取扱担当者は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で特定個人情報等にアクセスしてはならない。

(複製等の制限)

4 事務取扱担当者が業務上の目的で特定個人情報等を取り扱う場合であって

も、保護管理者は、次に掲げる行為については、当該特定個人情報等の秘匿 性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を限定し、事務取 扱担当者は、保護管理者の指示に従い行う。

- (1) 特定個人情報等の複製
- (2) 特定個人情報等の送信
- (3) 特定個人情報等が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他特定個人情報等の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為 (誤りの訂正等)
- 5 事務取扱担当者は、特定個人情報等の内容に誤り等を発見した場合には、 保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。

(媒体の管理等)

6 事務取扱担当者は、保護管理者の指示に従い、特定個人情報等が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、鍵付きキャビネット等への保管、施錠等を行う。

(廃棄等)

7 事務取扱担当者は、特定個人情報等又は特定個人情報等が記録されている 媒体(端末及びサーバに内蔵されているものを含む。)が不要となった場合に は、保護管理者の指示に従い、当該特定個人情報等の復元又は判読が不可能 な方法による当該情報の削除又は当該媒体の廃棄を行う。(当該媒体が文書等 である場合は、佐倉市文書管理規程(平成6年佐倉市訓令第5号。各執行機 関において文書管理に関する規程を定めている場合は、当該規程)に定める 手続を実施し、情報資産である場合は、佐倉市情報セキュリティ対策基準に 関する規程(平成16年佐倉市訓令第6号)に定める手続を実施するものと する。)

(特定個人情報等の取扱状況の記録)

- 8 保護管理者は、特定個人情報ファイルの取扱状況を確認する手段を整備し、 当該特定個人情報等の利用及び保管等の取扱状況について記録する。 (個人番号の利用の制限)
- 9 事務取扱担当者は、番号法があらかじめ限定的に定めた事務以外で個人番号を利用してはならない。

(個人番号の提供の求めの制限)

10 職員等は、個人番号利用事務又は個人番号関係事務(以下「個人番号利用 事務等」という。)を処理するために必要な場合その他番号法等で定める場合 を除き、個人番号の提供を求めてはならない。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

11 事務取扱担当者は、個人番号利用事務等を処理するために必要な場合その 他番号法で定める場合を除き、特定個人情報ファイルを作成してはならない。 (特定個人情報等の収集・保管の制限)

12 職員等は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、他人の個人番号を含む個人情報を収集又は保管してはならない。

(取扱区域)

- 13 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域を明確にし、物理的な安全管理措置を講ずる。
- 第7 情報システムにおける安全の確保等 (アクセス制御)
 - 1 保護管理者は、特定個人情報等(情報システムで取り扱うものに限る。以下第7において同じ。)の秘匿性等その内容に応じて、パスワード等(パスワード、IC カード、生体情報等をいう。以下同じ。)を使用して権限を識別する機能(以下「認証機能」という。)を設定する等のアクセス制御のために必要な措置を講ずる。
 - 2 保護管理者は、1の措置を講ずる場合には、パスワード等の管理に関する 定めを整備(その定期又は随時の見直しを含む。)するとともに、パスワード 等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(アクセス記録)

3 保護管理者は、特定個人情報等へのアクセス状況を記録し、その記録を一 定の期間保存し、定期に又は随時に分析するために必要な措置を講ずる。ま た、アクセス記録の改ざん、窃取又は不正な削除の防止のために必要な措置 を講ずる。

(アクセス状況の監視)

4 保護管理者は、特定個人情報等の秘匿性等その内容及びその量に応じて、 当該特定個人情報等への不適切なアクセスの監視のため、アクセス記録の定 期的確認等の必要な措置を講ずる。

(管理者権限の設定)

- 5 保護管理者は、特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報システムの管理者権限の特権を不正に窃取された際の被害の最小化及び内部からの不正操作等の防止のため、当該特権を最小限とする等の必要な措置を講ずる。 (外部からの不正アクセスの防止)
- 6 保護管理者は、特定個人情報等を取り扱う情報システムへの外部からの不 正アクセスを防止するため、ファイアウォールの設定による経路制御等の必 要な措置を講ずる。

(不正プログラムによる漏えい等の防止)

7 保護管理者は、不正プログラムによる情報漏えい等の防止のため、ソフト ウェアに関する公開された脆弱性の解消、把握された不正プログラムの感染 防止等に必要な措置(導入したソフトウェアを常に最新の状態に保つことを含む。)を講ずる。

(情報システムにおける特定個人情報等の処理)

8 事務取扱職員は、特定個人情報等について、一時的に加工等の処理を行う ため複製等を行う場合には、その対象を必要最小限に限り、処理終了後は不 要となった情報を速やかに消去しなければならない。保護管理者は、当該特 定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、随時、消去等の実施状況を確認 する。

(暗号化)。

9 保護管理者は、特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、暗号化のために必要な措置を講ずる。事務取扱職員は、これを踏まえ、その処理する特定個人情報等について、当該特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、適切に暗号化を行う。

(記録機能を有する機器・媒体の接続制限)

10 保護管理者は、特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、情報漏えい等の防止のため、スマートフォン、USB メモリ等の記録機能を有する機器・媒体の情報システム端末等への接続の制限(当該機器の更新への対応を含む。)等の必要な措置を講ずる。

(端末の限定)

11 保護管理者は、特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、その処理を行う端末を限定するために必要な措置を講ずる。

(端末の盗難防止等)

- 12 保護管理者は、端末の盗難又は紛失の防止のため、端末の固定、執務室の施錠等の必要な措置を講ずる。
- 13 職員等は、保護管理者が必要があると認めるときを除き、端末を外部へ持ち出し、又は外部から持ち込んではならない。

(第三者の閲覧防止)

14 事務取扱職員は、端末の使用に当たっては、特定個人情報等が第三者に閲覧されることがないよう、使用状況に応じて情報システムからログオフを行うことを徹底する等の必要な措置を講ずる。

(入力情報の照合等)

15 事務取扱職員は、情報システムで取り扱う特定個人情報等の重要度に応じて、入力原票と入力内容との照合、処理前後の当該特定個人情報等の内容の確認、既存の特定個人情報等との照合等を行う。

(バックアップ)

16 保護管理者は、特定個人情報等の重要度に応じて、バックアップを作成し、分散保管するために必要な措置を講ずる。

(情報システム設計書等の管理)

17 保護管理者は、特定個人情報等に係る情報システムの設計書、構成図等の 文書について外部に知られることがないよう、その保管、複製、廃棄等につ いて必要な措置を講ずる。

第8 情報システム室等の安全管理

(入退管理)

- 1 情報管理責任者は、特定個人情報等を取り扱う基幹的なサーバ等の機器を 設置する室その他の区域(以下「情報システム室等」という。)に立ち入る権 限を有する者を定めるとともに、用件の確認、入退の記録、部外者について の識別化、部外者が立ち入る場合の職員の立会い又は監視設備による監視、 外部電磁的記録媒体等の持込み、利用及び持ち出しの制限又は検査等の措置 を講ずる。また、特定個人情報等を記録する媒体を保管するための施設を設 けている場合においても、必要があると認めるときは、同様の措置を講ずる。
- 2 情報管理責任者は、必要があると認めるときは、情報システム室等の出入 口の特定化による入退の管理の容易化、所在表示の制限等の措置を講ずる。
- 3 情報管理責任者は、情報システム室等及び保管施設の入退の管理について、 必要があると認めるときは、立入りに係る認証機能を設定し、及びパスワー ド等の管理に関する定めの整備(その定期又は随時の見直しを含む。)、パス ワード等の読取防止等を行うために必要な措置を講ずる。

(情報システム室等の管理)

- 4 情報管理責任者は、外部からの不正な侵入に備え、情報システム室等に施 錠装置、警報装置、監視設備の設置等の措置を講ずる。
- 5 情報管理責任者は、災害等に備え、情報システム室等に、耐震、防火、防 煙、防水等の必要な措置を講ずるとともに、サーバ等の機器の予備電源の確 保、配線の損傷防止等の措置を講ずる。

第9 特定個人情報等の提供及び業務の委託等

(特定個人情報等の提供)

1 保護管理者は、番号法で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報等を提供してはならない。

(業務の委託等)

- 2 特定個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、保護管理 者は、佐倉市個人情報を取り扱う事務の委託に関する基準(平成 27 年 3 月 30 日決裁)に基づき、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 個人番号利用事務等の全部又は一部を委託する場合には、委託先において、 番号法に基づき本市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか

否かについて、あらかじめ確認する。

- 4 特定個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する 特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先における特定個人情報 等の管理の状況について、年1回以上の定期的検査等により確認する。
- 5 個人番号利用事務等の全部又は一部の委託をする際には、「委託を受けた者」 において、本市が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必 要かつ適切な監督を行う。
- 6 委託先において、特定個人情報等の取扱いに係る業務が再委託される場合には、委託先に3の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る特定個人情報等の秘匿性等その内容に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが4及び5の措置を実施する。特定個人情報等の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 7 個人番号利用事務等の全部又は一部の「委託を受けた者」が再委託をする際には、委託をする個人番号利用事務等において取り扱う特定個人情報等の適切な安全管理が図られることを確認した上で再委託の諾否を判断する。
- 8 特定個人情報等の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合に は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明 記する。

第10 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

- 1 情報漏えい等の事案の発生若しくは兆候を把握した場合又は職員等が番号 法若しくはこの規程等に違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全 確保上で問題となる事案が発生した場合に、その事実を知った職員等は、直 ちに当該特定個人情報等を管理する保護管理者に報告する。
- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずる。
- 3 保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査した上で、保護管理責任者に報告し、報告を受けた保護管理責任者は、総括保護管理責任者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理責任者に当該事案の内容等について報告する。
- 4 総括保護管理責任者は、3の規定に基づく報告を受けた場合には、事案の内容等に応じて、当該事案の内容、経緯、被害状況等を速やかに市長に報告する。
- 5 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずる。

(公表等)

- 6 保護管理者は、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の 公表、当該事案に係る特定個人情報等の本人への対応等の措置を講ずる。
- 7 当該事案が情報システムの障害、不正なアクセス、コンピュータウィルスの侵入、機密漏えい、人的誤り、不正行為等を含む情報セキュリティ上の事件又は事故である場合は、佐倉市情報セキュリティ緊急時対応計画第4章に定められた対応をとるものとする。

第11 監査及び点検の実施

(監查)

1 総括保護管理責任者は、特定個人情報等の適切な管理を検証するため、必要に応じ監査責任者を指定する。指定された監査責任者は、第3から第10までに規定する措置の状況を含む特定個人情報等の管理の状況について、定期に又は必要に応じ随時に監査を行い、その結果を総括保護管理責任者に報告するものとする。

(点検)

2 保護管理者は、各課等における特定個人情報等の記録媒体、処理経路、保 管方法等について、定期に又は必要に応じ随時に点検を行い、必要があると 認めるときは、その結果を総括保護管理責任者に報告する。

(評価、見直し等)

3 総括保護管理責任者、保護管理責任者又は保護管理者は、監査又は点検の 結果等を踏まえ、実効性等の観点から特定個人情報等の適正な管理のための 措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講 ずる。